

12月4日（第1号）

令和5年豊能町議会12月定例会議会議録目次

令和5年12月4日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	3
町長あいさつ	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3

（議案提案説明・質疑・討論・採決）

第2号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	3
--------------------------------	---

（議案提案説明）

第60号議案 豊能町下水道事業の設置等に関する条例制定の件	4
第61号議案 豊能町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件	5
第62号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件	5
第63号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件	6
第64号議案 豊能町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例廃止の件	6
第65号議案 指定管理者の指定について	7
第66号議案 令和5年度豊能町一般会計補正予算（第7回）の件	7
第67号議案 令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件	9
第68号議案 令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補	

正予算（第3回）の件……………	10
散 会 の 宣 告 ……………	10

令和5年豊能町議会12月定例会議会議録（第1号）

年 月 日 令和5年12月4日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 12名

1 番	池田 忠史	2 番	才脇 明美
3 番	吉田 正子	4 番	中川 敦司
5 番	寺脇 直子	6 番	菅野英美子
7 番	永谷 幸弘	8 番	永並 啓
9 番	小寺 正人	10番	秋元美智子
11番	高尾 靖子	12番	川上 勲

欠席議員 なし

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上浦 登	副 町 長	高木 仁
教 育 長	森田 雅彦	政 策 監	大西 隆樹
総 務 部 長	入江 太志	生活福祉部長	小森 進
都市建設部長	坂田 朗夫	こども未来部長	仙波英太郎

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	平田 旬
書 記	杉田 庄司		

議事日程

令和5年12月4日（月）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 第2号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 第60号議案 豊能町下水道事業の設置等に関する条例制定の件
- 日程第 4 第61号議案 豊能町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件
- 日程第 5 第62号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件
- 日程第 6 第63号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- 日程第 7 第64号議案 豊能町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例廃止の件
- 日程第 8 第65号議案 指定管理者の指定について
- 日程第 9 第66号議案 令和5年度豊能町一般会計補正予算（第7回）の件
- 日程第 10 第67号議案 令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件
- 日程第 11 第68号議案 令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件

開会 午前9時30分

○議長（永並 啓君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和5年豊能町議会12月定例会議を開会いたします。

それでは定例会議に当たりまして町長より挨拶がございます。

上浦登町長。

○町長（上浦 登君）

皆様、おはようございます。

本日12月定例会議に当たりまして、議員の皆様におかれましてはお忙しい中、御参集を賜り誠にありがとうございます。

さて、今年も豊能町ではほとんど秋らしい季節を感じることなく、紅葉も先週辺りから色づいたかと思えますと、その後すぐに落ち葉が舞うような季節、初冬の寒さとなってしまいました。近年、四季の4シーズンではなく2シーズンの気候となってしまうなど感じているところでございます。これも地球温暖化の影響も多分にあるものと受け止めており、SDGsの取組がますます重要とされてくるころだと考えてございます。本町におきましても、SDGsの取組については本町の最上位計画でございます豊能町総合まちづくり計画に盛り込みまして取組を進めているところでございます。議員の皆様におかれましても、引き続きの御理解、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日は議案といたしまして、条例制定や改正、さらには令和5年度各会計の補正予算など10件につきまして御提案させていただいております。慎重に御審議をいただき御決定賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、12月定例会議の会議期間は、本日から12月15日までの12日間といたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、9番・小寺正人議員及び10番・秋元美智子議員を指名いたします。

日程第2「第2号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

それでは、第2号諮問、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

人権擁護委員の任期満了に伴いまして、委員の候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

本件は、令和6年6月30日をもって人権擁護委員の任期が満了することに伴い、再度候補者として向井裕彦氏を本町人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

向井さんの経歴につきましては別添の略歴書を御覧をいただきますようお願いをいたします。

向井さんは平成30年より人権擁護委員として人権擁護に幅広く御活躍いただいております。引き続き推薦するものでございます。なお、任期は3年でございます。よろしく御審議いただき御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永並 啓君）

これより本件に対する質疑を行います。
ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり適任と認めることに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第2号諮問は原案のとおり適任と認められました。

日程第3「第60号議案 豊能町下水道事業の設置等に関する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

おはようございます。

それでは、第60号議案、豊能町下水道事業の設置等に関する条例制定の件につきまして、提案理由及びその概要の説明を申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。

豊能町下水道事業の設置等に関する条例を、次のように定めるものでございます。本件は、公営企業会計の適用拡大に向けた総務大臣からの通知によりまして、公営企業を取り巻く経営環境が厳しくなる中、将来にわたって安定的に住民サービスを提供するために経営状態や財政状況を正確に把握する必要があることから、人口3万人未満の市町村におきまして、令和5年度末ま

で下水道事業につきまして地方公営企業法を適用し公営企業会計に移行するようにとの要請がありましたので、本町におきましても地方公営企業法の財務規定等を適用させた下水道事業を設置するに当たり、本条例を制定するものでございます。

5ページをお開きください。

第1条では、本条例の趣旨として、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、豊能町下水道事業の設置等に関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条では、町民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業として公共下水道事業と個別排水処理施設事業を設置するものとしております。

第3条では、地方公営企業法全てを適用するのではなく、主に財務に関する規定を適用するものと規定しております。

第4条では、第1項で下水道事業の経営に関する基本的事項として経営の原則を規定し、第2項では公共下水道事業の事業範囲を、第3項では個別排水処理施設事業の事業範囲を規定しております。

続いて議案書6ページをお開きください。

第5条では、地方公営企業法第33条第2項の規定に基づき、条例で定める重要な資産の取得及び処分について、予算で定めなければならない予定の価格を700万円以上と規定するものでございます。

第6条では、議会の同意を要する賠償責任に関する賠償額は100万円を超えるものとしております。

第7条では、議会の議決を要する負担付きの寄附または贈与の受領はその金額又はその目的物の価額が700万円以上のものとし、町の義務に属する損害賠償の額の決定に係る金額は100万円を超えるものとするもので

ございます。

第8条では、会計管理者に委任する権限事務を定めております。

第9条では、業務状況の説明書類の作成について規定しているものでございます。

議案書7ページです。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしく御審議賜り御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第4「第61号議案 豊能町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

それでは、第61号議案、豊能町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件につきまして、提案理由及びその概要の説明を申し上げます。

議案書8ページをお開きください。

豊能町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理等に関する条例を次のように定めるものでございます。また、豊能町下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、関係条例3本につきまして改正等を行うものでございます。

議案書は9ページです。

第1条では豊能町特別会計条例の一部を改正し、第1条第5号を削除いたします。

第2条では豊能町下水道建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正し、第4条中の「豊能町下水道事業特別会計歳入歳出予算」を「豊能町下水道事業会計歳入歳出予算」に改めます。

第3条では豊能町下水道債管理基金条例の一部を改正し、第1条中の「下水道事業特別会計」を「豊能町下水道事業会計」に改めます。

第2条中の「下水道事業特別会計歳入歳出予算」を「豊能町下水道事業会計歳入歳出予算」に改めます。

さらに第5条第1号中の「下水道事業特別会計」を「豊能町下水道事業会計」に改めます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。よろしく御審議賜りまして御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第5「第62号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

おはようございます。

それでは、第62号議案、豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして御説明いたします。

議案書の10ページを御覧ください。

提案理由は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、規定の整備を行うものです。

それでは改正内容について御説明いたします。

議案書11ページを御覧ください。

まず、条例第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものです。

次に、第36条第3項中「「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」」を「「特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」」に改めるとともに、「「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数と」の次に「、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分にかかる利用定員の総数」とを加えるものです。

次に、第44条につきましても「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとさせていただきます。

説明は以上でございます。御審議の上御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第6「第63号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

おはようございます。

それでは第63号議案、豊能町国民健康保

険条例改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして所要の改正を行うものでございます。

それでは議案書の12ページから17ページ、議案概要及び新旧対照表を併せて御覧くださいませ。

今回の改正の主な内容につきましては、国民健康保険世帯に出産予定又は出産した被保険者がいる場合、当該被保険者の保険料の所得割額及び均等割額について出産予定月、又は出産月の前月から4か月間、減額をするものとさせていただきます。なお、多児妊娠の場合につきましては、減額期間が出産予定月又は出産月の3か月前から6か月間となるものとさせていただきます。

附則といたしまして、この条例の施行は令和6年1月1日といたします。また、経過措置といたしまして、この条例は令和6年1月以後の期間に係る保険料について適用し、令和5年12月以前の期間に係る保険料につきましては、なお従前の例によるものといたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第7「第64号議案 豊能町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例廃止の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

それでは、第64号議案、豊能町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例廃止の件につきまして御説明させていただきます。

ます。

議案書の18ページを御覧ください。

豊能町土砂等による土地の埋立て等の規則に関する条例を廃止する条例を次のように定めるものです。

提案理由は、宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法に改正され、今回の法による規制が条例による規制を包括することとなったため、本条例を廃止するものでございます。

それでは、本条例の内容について御説明申し上げます。

議案書19ページを御覧ください。

豊能町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止するものです。なお、附則第1項におきまして、施行日を令和6年4月1日と定め、附則第2項から第5項では経過措置として施行日前に処分等が行われた場合については本条例の規定の適用について必要な経過措置を規定しております。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第8「第65号議案 指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

それでは、第65号議案、指定管理者の指定についての御説明をいたします。

議案書21ページを御覧ください。

本件につきましては、豊能町立高山コミュニティセンターの管理について、地方自治法第244条の2第3項の規定により管理を行わせる者を指定したいので、同条第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

提案理由ですが、豊能町立高山コミュニティセンターの指定管理者を指定するものでございます。

施設名は豊能町立高山コミュニティセンター、指定管理者は大阪府大阪市北区西天満4丁目9番2号西天満ビル6階に住所を置く株式会社グラッド、代表取締役は須波光司です。

指定管理の期間につきましては、令和6年1月1日から令和11年3月31日までの5年3か月とするものです。

本件につきましては8月から公募を行い、豊能町立高山コミュニティセンター指定管理者選定委員会で審査をした結果、同団体が候補者として選定されましたので、次期指定管理者としてお認めいただきたく上程させていただきます。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第9「第66号議案 令和5年度豊能町一般会計補正予算（第7回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

おはようございます。

それでは、第66号議案、令和5年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

お手元の補正予算書の3ページを御覧ください。

令和5年度豊能町一般会計補正予算（第7回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億9,939万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億5,229万3,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、4ページから6ページの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

7ページを御覧ください。

第2条といたしまして、繰越明許費の補正でございます。「第2表 繰越明許費補正」に記載のとおり、障害者システム改修事業につきまして、年度内に事業が完了する見込みがないため繰越するものでございます。

8ページを御覧ください。

第3条といたしまして、債務負担行為の補正でございます。「第3表 債務負担行為補正（追加）」に記載のとおり、在宅高齢者等外出支援事業、ユーベルホール等施設一括管理事業、町立スポーツ施設管理委託事業につきまして、それぞれ債務負担行為の追加を行うものでございます。

9ページを御覧ください。

次に、第4条といたしまして地方債の補正でございます。「第4表 地方債補正（変更）」に記載のとおり、8. 臨時財政対策債につきましては額が確定したことにより減額するものでございます。

それでは今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。今回の補正につきましては、4月及び10月の人事異動に伴う人件費の補正を行っておりますが、それらの説明は省略させていただきますので御了承願います。

それでは最初に歳出につきまして御説明申し上げます。

17ページを御覧ください。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の7. 基金管理事業でございますが、財政調整基金積立金につきまして、前年度繰越金と前年度の基金運用収入分を積み立てるものでございます。

同じく退職金等引当金積立金でございますが、前年度の基金運用収入分を積み立てるものでございます。

ふるさとづくり基金積立金でございますが、前年度のふるさと寄附金、決算額と予算額との差を減額するものでございます。

目7. 支所費の1. 支所事務事業でございますが、来年4月から吉川支所内にある三井住友銀行の公金収納窓口が閉鎖されるに当たり、公金収納事務に係る費用を補正するものでございます。

20ページを御覧ください。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目1. 社会福祉総務費の7. 障害者自立支援事業でございますが、7ページの繰越明許費補正のところで申し上げましたが、障害福祉サービス等報酬改定に伴う電算システムの改修に係る費用を補正するものでございます。

目2. 老人福祉費の3. 介護保険特別会計事業勘定繰出金事業でございますが、人件費及び事務費に係る費用を介護保険特別会計へ繰出するものでございます。

目9. 後期高齢者医療費の2. 大阪府後期高齢者医療広域連合負担金事業でございますが、前年度定率負担金の確定に伴う費用を補正するものでございます。

21ページを御覧ください。

項2. 児童福祉費、目2. 児童福祉施設費の3. 吉川保育所運営事業でございますが、派遣保育士の増に伴う費用を補正するものでございます。

23ページを御覧ください。

款4. 衛生費、項2. 清掃費、目1. 塵芥処理費の2. 広域ごみ処理事業でございますが、豊能郡環境施設組合において実施する廃棄物最終処分場設置に伴う土質調査業務に係る費用のうち、本町の負担分を補正するものでございます。

27ページを御覧ください。

款9. 消防費、項1. 消防費、目1. 常備消防費の2. 消防広域化事業でございますが、前年度消防事務委託負担金の確定に伴う費用を補正するものでございます。

28ページを御覧ください。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目2. 事務局費の2. 学校園管理事業でございますが、来年度から光風台小学校において吉川中学校の生徒に自校式給食を提供することに伴い物品等を購入するもので、その費用を補正するものでございます。

同じく11. 子ども・子育て支援事業でございますが、国庫補助金の精算に伴う償還金を補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

13ページを御覧ください。

款11. 地方特例交付金、項1. 地方特例交付金、目1. 地方特例交付金でございますが、地方特例交付金の確定に伴い補正するものでございます。

次に、款12. 地方交付税、項1. 地方交付税、目1. 地方交付税でございますが、普通交付税の確定に伴い補正するものでございます。

14ページを御覧ください。

款16. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目1. 民生費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました障害者自立支援事業の電算システム改修に係る国庫補助金でございます。

次に、款20. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整に伴う減額でございます。

15ページを御覧ください。

款21. 繰越金、項1. 繰越金、目1. 繰

越金でございますが、前年度からの繰越金の確定に伴うものでございます。

款23. 町債でございますが、9ページの「第4表 地方債補正（変更）」で申し上げたとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

日程第10「第67号議案 令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

それでは、第67号議案、令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

お手元の補正予算書の3ページをお開きくださいませ。

令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,592万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,913万8,000円とするものでございます。

それでは、今回の補正内容につきまして歳出より御説明申し上げます。9ページをお開きくださいませ。

款2. 保険給付費、項1. 療養諸費、目1. 一般被保険者療養給付費の1,000万円及び項2. 高額療養費、目1. 一般被保険者高額療養費の2,500万円は、それぞれの保険給付に係る費用が当初予算を上回る見込みであるため、これを増額するものでございます。

続きまして10ページを御覧くださいませ。

款8. 諸支出金、項1. 償還金及び還付

金、目5. 保険給付費等交付金償還金の87万2,000円及び目6. 特定健康診査等負担金償還金の5万3,000円は、令和4年度の事業の実績に応じて精算を行うための償還金でございます。

続きまして歳入について御説明申し上げます。

8ページを御覧くださいませ。

款5. 府支出金、項1. 府補助金、目2. 保険給付費等交付金の3,500万円は、先ほど歳出で申し上げました保険給付費の増額に要する費用につきまして大阪府より交付される普通交付金でございます。

款7. 繰越金、項1. 繰越金、目2. その他繰越金の92万5,000円は令和4年度からの繰越金で、先ほど歳出で申し上げました償還金の財源となるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第11「第68号議案 令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

第68号議案、令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の補正予算書の3ページを御覧くださいませ。

令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定事業勘定補正予算（第3回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ693万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,894万円とするものでございます。

それでは、今回の補正内容につきまして歳出より御説明申し上げます。

9ページを御覧くださいませ。

款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の2. 介護保険事務事業の513万2,000円は、制度改正に伴う介護保険システムの改修に係る業務委託料でございます。

続きまして歳入について御説明申し上げます。

8ページを御覧くださいませ。

款6. 繰入金、項1. 一般会計繰入金、目4. その他一般会計繰入金の693万2,000円は、人件費の補正及び先ほど歳出で申し上げました介護保険システム改修に係る費用の財源とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。次回は12月5日午前9時半より会議を開きます。どうもお疲れさまでした。

散会 午前10時07分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

- 第2号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第60号議案 豊能町下水道事業の設置等に関する条例制定の件
- 第61号議案 豊能町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件
- 第62号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第63号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- 第64号議案 豊能町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例廃止の件
- 第65号議案 指定管理者の指定について
- 第66号議案 令和5年度豊能町一般会計補正予算（第7回）の件
- 第67号議案 令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件
- 第68号議案 令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 9番

同 10番